

子どもはぐくみ医療費受給者証の手続きについて

子どもはぐくみ医療の受給者証は、6月30日で有効期限が終了しております。

更新手続きがまだの方、または、所得制限限度額該当により助成対象外となっている方で、所得に変動等がある方は、ご申請くださいますようご案内いたします。

助成対象

満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
※所得制限があります。

更新手続き場所

美波町役場 福祉課・由岐支所



提出する書類等



○受給者証交付申請書
○被保険者証又は組合員証の写し(児童の分)
○受給者(保護者のうち主たる生計者)が住民登録外又は平成30年1月2日以後に転入された方は
• 同意書
• マイナンバーの確認できる書類
• 身分証明書

【お問い合わせ先】 役場福祉課 ☎77-3614

児童手当制度のご案内

◆支給対象

町内に住所があり、中学校修了までのお子さんを養育している方が対象となります。

※公務員の方は、勤務先でのお手続き、勤務先からの支給になります。

※児童福祉施設等に入所されている場合や里親等に委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親等に支給します。

この他の支給要件もあります。詳しくは福祉課までお問い合わせください。



◆支給額

《所得制限限度額未満の方》	0歳～3歳未満(一律)	15,000円(月額)
	3歳～小学校修了前(第1子・第2子)※	10,000円(月額)
	3歳～小学校修了前(第3子以降)	※ 15,000円(月額)
	中学生(一律)	10,000円(月額)

※第何子目かは、養育する18歳到達後最初の3月31日までの児童のうち、年長から順に数えます。

《所得制限限度額以上の方》	0歳～中学生(一律)	5,000円(月額)
---------------	------------	------------

◆支払時期

原則として、6月、10月、2月にそれぞれ前月分までが支給されます。

◆関係届出・手続一覧

受給該当の方は、各種届や請求書を提出する必要があります。

※届が遅れますと手当が支給されなかつたり、過払い分を返金していただくことになります。
(出生や転入手続きは、15日以内の申請が必要です。)

提出を必要とするとき	届出の種類
新たに受給資格が生じたとき(初めてお子さんが生まれた・養育するようになった。)	認定請求書
毎年6月(すべての受給者) ※必須	現況届
出生などにより養育児童が増えたとき	額改定認定請求書
受給者の離婚や施設入所などにより養育児童が減ったとき	額改定届
受給者の離婚や施設入所などにより養育児童がいなくなったとき	受給事由消滅届
受給者が公務員になったとき	受給事由消滅届
受給者または養育している児童の住所が変わったとき	住所変更届 受給事由消滅届
受給者または養育している児童の名前が変わったとき	氏名変更届
振込口座を変更したいとき	金融機関変更届

【お問い合わせ先】 役場福祉課 ☎77-3614